

(作成日：平成 22 年 4 月 9 日)
(最終更新日：令和 7 年 10 月 10 日)

ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ニュージーランド向け輸出二枚貝について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条及び第 5 条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 用語の定義

本要綱において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「ニュージーランド向け輸出二枚貝」とは、日本からニュージーランドに輸出する海産及び淡水産の二枚貝並びにこれらの加工品（生鮮及び殻付きのものを除く。）をいう。
- (2) 「EU向け取扱要綱」とは、「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」をいう。
- (3) 「認定施設」とは、EU向け取扱要綱に基づき認定された冷凍船、加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設（温度管理を必要としない保管のみを行う施設を除く。）、産地市場、消費地市場、養殖場及び生産漁船をいう。
- (4) 「衛生当局」とは、厚生労働省、地方厚生局、都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主務部局をいう。
- (5) 「地方農政局等」とは、北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局をいう。
- (6) 「水産当局」とは、農林水産省輸出・国際局（本要綱において「輸出・国際局」という。）、農林水産省消費・安全局（養殖場等に関する場合に限る。本要綱において同じ。）、地方農政局等及び都道府県水産部局をいう。
- (7) 「製造者」とは、食品事業者が管理する施設等において水産食品の処理、加工、製造等（船上における場合を含む。）を行おうとする者をいう。
- (8) 「食品事業者」とは、自らが管理する食品事業において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。

- (9) 「食品事業」とは、ニュージーランド向け輸出二枚貝の生産、加工、流通等に関連する事業をいう。
- (10) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長をいう。
- (11) 「指名食品衛生監視員」とは、EU向け取扱要綱に基づき指名された指名食品衛生監視員をいう。
- (12) 「輸出・国際局職員等」とは、輸出・国際局職員若しくは地方農政局等職員又は農林水産省輸出・国際局長が指名した者（EU向け取扱要綱別添 2－1に基づく講習会を受講した者のうち、輸出・国際局長が指名した者をいう。）。

3 衛生証明書の発行要件

衛生証明書の発行要件は、以下のすべてを満たしていることとする。

- ア EU向け取扱要綱に基づく産地市場、消費地市場、養殖場等、生産漁船等で取り扱われたものであること。
- イ EU向け取扱要綱に基づく冷凍船、加工船、陸上の施設で処理、加工、製造又は保管をされたものであること。
- ウ EU向け取扱要綱の「8 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い」及び「9 ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

4 本要綱の所掌

冷凍船、加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設に関する事務は衛生当局又は輸出・国際局が、産地市場及び消費地市場に関する事務は輸出・国際局が、養殖場等、生産漁船等に関する事務は都道府県知事が、それぞれ行うものとする。

なお、衛生証明書の発行、EU向け取扱要綱の8 及び9 に係る事務は、衛生当局と水産当局が協力して行うものとする。

5 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

製造者は、輸出の都度、別紙様式1 に必要書類を添付して、地方厚生局長又は都道府県知事等に認定された施設は都道府県知事等あてに、輸出・国際局長に認定された施設は輸出・国際局長又は加工施設若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等の長あてに、手数料の納付とともに、申請を行うものとする。なお、製造者が都道府県知事等に対して電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

（２）衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書の発行要件の審査は、申請を受理した都道府県知事等にあつては指名食品衛生監視員に、輸出・国際局長又は地方農政局等の長にあつては輸出・国際局職員又は地方農政局等職員に行わせるものとする。

（３）衛生証明書の発行

ア 都道府県知事等、輸出・国際局長又は地方農政局等の長は、（２）の審査の結果、３の発行要件に適合すると認められるときは、指名食品衛生監視員又は輸出・国際局職員等に荷口と申請内容を確認させた上で、所定の用紙を用いて、別紙様式２により衛生証明書を発行する。

また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印、輸出・国際局長印又は地方農政局等の公印を用い、署名者は荷口を確認した指名食品衛生監視員又は輸出・国際局職員等とする。

ただし、直近３回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない製造者については、指名食品衛生監視員又は輸出・国際局職員等による荷口の確認を月１回まで減ずることができる。

イ 都道府県知事等、輸出・国際局長又は地方農政局等の長は、衛生証明書の原本を申請者に発行するとともに、これとは別に原本の写しを保管する。

ウ 製造者は、衛生証明書の原本を付して二枚貝（ホタテガイの貝柱のみ及びその加工品の場合を除く。）を輸出するものとする。

６ 輸出・国際局及び地方厚生局への報告等

都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局は、毎年、１月１日から１２月３１日までの衛生証明書の発行件数等について、当該施設がある地域を所管する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（本要綱において「食品衛生課」という。）あてに、別紙様式３にて翌年の１月末日までに報告すること。また、食品衛生課は、当該報告を厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課あてに報告すること。

７ 留意事項

ホタテガイの貝柱のみ及びその加工品をニュージーランドへ輸出する場合にあつては、本要綱に基づく衛生証明書の添付は求められていないため、本要綱に基づく衛生証明書の添付は必要としない。

附 則（令和５年９月２８日付け健生発 0928 第１号・５輸国第 2416 号）

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

(別添)

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1 衛生証明書の発行申請前の手続

製造者は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（本要綱において「衛生証明書発行機関」という。）あてに提出すること。

- (1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- (2) 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合 にあつては、変更の届出は要しない。

2 衛生証明書の発行申請手続

製造者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、衛生証明書発行機関あてに提出すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。